

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成7年10月から8年9月までの期間は22万円、同年10月は20万円、同年11月から9年2月までの期間は22万円、同年3月から10年4月までの期間は20万円、同年5月から15年3月までの期間は22万円、同年4月から16年9月までの期間は28万円、同年10月から19年8月までの期間は26万円、同年9月から20年3月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年12月30日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、同年4月から同年11月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から20年12月30日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社における申立期間の標準報酬月額が当時の報酬額と著しく相違している。

申立期間における給与明細書があるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年9月1日から20年12月30日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日（22年5月18日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以

下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成7年9月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年4月1日から20年12月30日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、平成7年9月1日から20年4月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。当該期間のうち、7年10月1日から20年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、7年10月から8年9月までの期間は22万円、同年10月は20万円、同年11月から9年2月までの期間は22万円、同年3月から10年4月までの期間は20万円、同年5月から15年3月までの期間は22万円、同年4月から16年9月までの期間は28万円、同年10月から19年8月までの期間は26万円、同年9月から20年3月までの期間は24万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、関連資料及び供述を得ることができないが、平成7年10月から20年3月までの期間について、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年12月30日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年4月から同年11月までは30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成7年9月については、前述のとおり厚生年金特例法を適用するところ、当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、15万円と記録されているが、申立人から提出された給与明細書により、22万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書によると、平成7年9月に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、13万4,000円であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月29日、16年12月29日、17年12月29日、18年12月29日及び19年12月29日に支給された賞与において、それぞれ、32万円、31万2,000円、21万円、22万円及び21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額に係る記録を、15年12月29日は32万円、16年12月29日は31万2,000円、17年12月29日は21万円、18年12月29日は22万円、19年12月29日は21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月29日
② 平成16年12月29日
③ 平成17年12月29日
④ 平成18年12月29日
⑤ 平成19年12月29日

申立期間①、②、③、④及び⑤に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、ねんきん定期便に当該賞与の記録が記載されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、A社から賞与として、平成15年12月29日、16年12月29日及び17年12月29日は32万円、18年12月29日は35万円、19年12月29日は37万円が支給され、それぞれの賞与から厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申

立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与総額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 29 日は 32 万円、16 年 12 月 29 日は 31 万 2,000 円、17 年 12 月 29 日は 21 万円、18 年 12 月 29 日は 22 万円、19 年 12 月 29 日は 21 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 15 年 12 月 29 日、16 年 12 月 29 日、17 年 12 月 29 日、18 年 12 月 29 日及び 19 年 12 月 29 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月9日は38万円、18年3月28日は40万円、同年12月5日は60万円、19年4月5日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年3月28日
③ 平成18年12月5日
④ 平成19年4月5日

毎年、年2回の賞与と1回の手当が支給され、それぞれ厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間における標準賞与額に関する記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業所から提出された給与台帳及び賞与一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月9日は38万円、18年3月28日は40万円、同年12月5日は60万円、19年4月5日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、当該標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 17 年 12 月 9 日、18 年 3 月 28 日、同年 12 月 5 日及び 19 年 4 月 5 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月9日は50万円、18年3月28日は44万円、同年12月5日は60万円、19年4月5日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年3月28日
③ 平成18年12月5日
④ 平成19年4月5日

毎年、年2回の賞与と1回の手当が支給され、それぞれ厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間における標準賞与額に関する記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業所から提出された給与台帳及び賞与一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月9日は50万円、18年3月28日は44万円、同年12月5日は60万円、19年4月5日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、当該標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 17 年 12 月 9 日、18 年 3 月 28 日、同年 12 月 5 日及び 19 年 4 月 5 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年3月28日は9万8,000円、同年12月5日は30万円、19年4月5日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月28日
② 平成18年12月5日
③ 平成19年4月5日

毎年、年2回の賞与と1回の手当が支給され、それぞれ厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間における標準賞与額に関する記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業所から提出された給与台帳及び賞与一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年3月28日は9万8,000円、同年12月5日は30万円、19年4月5日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めているこ

とから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年3月28日、同年12月5日及び19年4月5日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から47年1月19日まで

私は、A社において、昭和43年6月1日に厚生年金保険に加入し、申立期間を含む46年1月頃から47年1月までの期間については、交通事故で入院していたものの、同社に在籍しており、同社における厚生年金保険被保険者期間は、国民年金に加入した同年1月19日までのはずである。

しかし、年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和46年6月1日となっており、申立期間の記録が欠落していることに納得できない。

申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A社で勤務中の交通事故により、申立期間前の昭和46年1月頃から47年1月まで入院していた。勤務中の事故による入院であるので、会社は一方的に解雇することはできないにもかかわらず、46年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることに納得できない。また、申立期間当時の給与や保険料については覚えていないが、当時の同僚や関係者に聞いてもらえば、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことが分かるはずである。」旨主張している。

しかしながら、申立期間及びその前後において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚で、供述の得られた4人のうち1人は、申立人が事故により入院したことは記憶しているものの、その期間や入院期間中の申立人の処遇等についての記憶は無く、他の3人は、いずれも申立人を覚えておらず、また、申立人が、当該交通事故によってけがをして、申立人と同じ病院に入院していたとする同僚は、既に死亡していることから、申立人の当該交通事

故による入院期間、入院期間中の申立人の処遇、申立期間における給与の支払い等に関する供述を得ることができない上、当該同僚について、申立人は、「私と当該同僚は、一緒に退院した。」と主張しているところ、当該同僚のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人と同様に昭和46年6月1日に同保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が主張する当該交通事故の相手方事業所、入院していたとする病院、当該病院における厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の者、並びに警察、自賠責保険及び労災保険の関係各機関に照会したが、申立人の主張する交通事故に関する記録やその後の経緯についての関連資料及び供述を得ることができず、当該交通事故に係る事実関係、入院期間及び事故に対する補償等について確認することができない。

加えて、申立人は、「勤務中の事故により入院していた申立期間も、出所は不明であるが金員を得ていた。」と主張していることから、勤務中の事故による入院であれば、労災保険又は事故の相手方からの休業補償等も考えられるが、申立人は、当該金員の出所等について、具体的な記憶は無い。

また、A社は、昭和53年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
年金事務所の記録によると、私が代表取締役であった有限会社Aに係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が、昭和 53 年 4 月 1 日となっているが、私は、同社を設立した 48 年 11 月 1 日から同保険に加入しているので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所の記録では、法人設立に係る個人事業所(A)から法人事業所(有限会社A)への名称変更年月日は、昭和 53 年 4 月 1 日となっているところ、申立人は、「法人設立に伴い、事業主が厚生年金保険に加入することができるようになったので、法人を設立した 48 年 11 月 1 日に自身の厚生年金保険被保険者の資格取得に関する届出を行った。」と主張しており、法人登記簿により、申立人は、48 年 11 月 16 日に有限会社Aを設立して以降、平成 6 年 4 月 13 日まで、同社の代表取締役であることが確認できることから、申立人は、申立期間に同社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、「有限会社Aに係る資料は何も残っていない。」としており、申立人に係る保険料控除に関する資料を得ることができず、社会保険事務を担当していたとする申立人の妻に係る法人設立時の社会保険加入手続に関する記憶も明確でない。

また、オンライン記録において、法人を設立したとする昭和 48 年 11 月 1 日にAにおいて厚生年金保険被保険者記録の確認ができ、供述を得られた複数の同僚は、法人設立時の事業主による社会保険事務所(当時)に対する届出等に関する記憶はなく、法人設立時における届出及び申立人に係る保険料控除に関する供述を得られない。

さらに、申立期間当時の国民年金制度において、配偶者（申立人）が厚生年金保険に加入することによって、本人（申立人の妻）は、国民年金の被保険者資格を喪失する取扱いであったところ、申立人の妻に係るB町（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間においては、国民年金の被保険者であり、申立人である夫が厚生年金保険に加入したことによって、昭和53年4月2日に、国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 730

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 17 日から 46 年 5 月 21 日まで
② 昭和 46 年 5 月 21 日から 50 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間①について、A社B工場においては、残業が多かったことから、報酬月額は入社時期で10万円以上、C社に移籍した時には20万円以上あったと記憶している。しかし、年金事務所の標準報酬月額に関する記録では、入社時期が2万円、移籍時が5万6,000円となっている。

申立期間②について、C社B工場においても、毎月100時間程度残業をしており、報酬額はA社からの移籍時に20万円以上、D社へ再移籍した時には30万円以上あったと記憶している。しかし、年金事務所の標準報酬月額に関する記録では、それぞれ、6万8,000円及び11万8,000円となっている。

また、申立期間③については、D社における報酬月額は21万円程度であったと記憶しているが、年金事務所の標準報酬月額に係る記録は11万円となっている。

いずれの期間も、標準報酬月額の記録は実際の報酬月額より著しく低額となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいず

れか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人は、「申立期間は、A社B工場において、『E』の原液を作っていた。残業がかなり多かったことから、入社時期で10万円以上、C社移籍時には20万円以上の給与をもらっていた。申立期間当時、残業が付かない工場長よりも私の手取額の方が多かった。」と主張している。

しかしながら、供述が得られた複数の同僚は、「私のA社B工場における標準報酬月額記録は、正しいと思う。」と供述している上、「同社は、『E』の原液を作っていた会社で、毎日午後3時くらいにはその日の製造作業はほぼ終わっており、残業は無かったと思う。申立人の報酬月額が、他の人に比べ高額であったとは思えない。」旨の供述をしている。

また、A社B工場において、昭和38年から40年までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人と同年代の同僚のうち、同社B工場で採用されたとみられる8人の標準報酬月額を見ると、継続勤務が確認できる4人については、申立人の標準報酬月額記録とほぼ同様な水準で推移しており、申立人の記録のみが著しく低額とは言えない。

さらに、C社は、「申立期間は、社会保険業務が本社一括となる前であり、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答しているが、同社から提出されたA社とC社間の従業員移籍に係る昭和46年6月8日付けの覚書において、申立人の「基本給与」欄には4万7,000円の記載が確認できる。

加えて、A社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「C社B工場では、『F』の充てん作業に従事していたが、機械の不具合により当該作業が難航し、注文数をそろえるために、月に100時間程度残業していたことから、A社からC社に移籍した時は20万円以上、D社に再移籍した時には30万円以上の給与をもらっていた。私と全く同じ仕事をしていた同僚はいない。」と主張している。

しかしながら、供述を得られた複数の同僚は、「私のC社B工場における標準報酬月額記録は、正しいと思う。同社の報酬月額が、他の企業に比べ、特別多いということは無かった。」旨供述している上、「同社B工場では、『F』を製造していた。製造を始めてから半年から1年程度は、機械の調子が悪く、販売会社からの注文数を賄うために残業が多かった。しかし、その後は、機械の不具合も無くなり、仕事も落ち着いていた。また、同社B工場が閉鎖となる前は、仕事量も少なくなり、残業は行われていなかった。」旨の供述をしている。

また、C社B工場において、厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人と同年代の同僚のうち、同社B工場で採用されたとみられる12人の標準報

酬月額を見ると、申立人の標準報酬月額の記録とほぼ同様な水準で推移しており、申立人の記録のみが著しく低額とは言えない。

さらに、C社は、「申立期間について、社会保険業務が、本社一括となる前であり、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答しているが、同社から提出された同社本社とD社間の従業員移籍に係る昭和50年2月18日付けの覚書において、申立人の「算定基礎」欄には、9万7,600円の記載が確認できる。

加えて、C社B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「D社では、21万円程度の報酬月額であった。」と主張している。

しかしながら、D社から提出された申立期間当時の申立人に係る給与明細書を見ると、申立期間において、申立人に支払われている報酬月額（10万9,600円）に基づく標準報酬月額は11万円となり、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、D社は、「当社においては、提出している給与明細書等で確認できるとおり、厚生年金保険料控除に係る事務処理は適正に行っている。」と回答している。

さらに、D社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間当時の、申立人が主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 29 日から 44 年 1 月 21 日まで

私は、昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 2 月 15 日までの期間、A 社（現在は、B 社）C 工場の D で継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間の年金記録が欠落している。申立期間も厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 2 月 15 日までの期間、A 社 C 工場 D で継続して勤務したと主張しているところ、同社 C 工場 D において勤務していたとみられる同僚 5 人のうち 1 人は、「申立期間において、申立人が一旦退職した後に再就職した記憶は無く、継続して勤務していたと思う。」と供述している。

しかしながら、申立人の雇用保険の記録を見ると、A 社 C 工場に係る雇用保険被保険者資格を昭和 43 年 12 月 28 日に喪失（離職）した後、44 年 1 月 21 日に再取得しており、オンライン記録上の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、申立人は、A 社 C 工場における雇用形態について、「正式採用となった日は覚えていないが、入社して数か月後に試験を受けて、正式に採用となった。」と主張しており、前述の同僚 5 人のうち 3 人は、「私は、入社時から正規職員として採用されたが、私と申立人は雇用形態が違っていた。」「申立人は補助的な実験に従事している臨時職員扱いであった。」旨の供述をしている。

さらに、申立期間前後の昭和 43 年 1 月 29 日から 44 年 3 月 17 日までの期間、A 社 C 工場において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 100 人中、

申立人と同様に被保険者期間の欠落が確認できる同僚が3人確認できるところ、このうち被保険者資格を44年12月5日に喪失した後、45年1月5日に再取得している同僚は、「私は、同社C工場に臨時職員として入社後、試験を受けて、正規職員となった。臨時職員から正規職員となる際、会社から『一度退職した形を取り、改めて正規職員として採用する』旨の説明があった。また、私は、年金記録が無い期間は勤務しておらず、給与の支給や厚生年金保険料控除は無かった。」と供述しており、当該同僚は、当該期間に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

加えて、申立人が、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者資格を一旦喪失した際の標準報酬月額は、2万4,000円であり、再取得時は、3万円となっているところ、B社に係る社会保険関係の情報を一括管理しているE社F部の担当者は、「A社C工場Dに係る資料の所在は不明で、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できないが、申立期間前後において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が増額されていることから判断すると、申立期間当時、労働条件を改善した上、改めて採用していたものと考えられる。」と供述している。

これらを併せて判断すると、申立期間当時、A社C工場においては、臨時職員等を正規職員とする場合、厚生年金保険の被保険者資格を一旦喪失させた後、再取得させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。